

平成22年3月

寒川町

はじめに

子どもたちが、心豊かで明るく健やかに成長していくことは、私たち町民の共通の願いであります。しかしながら、急速な少子化や核家族化、都市化の進行、地域社会のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化や育児不安など様々な問題が生じています。



こうした中、平成15年7月に「次世代育成支援

対策推進法」が施行され、各自治体ごとに行動計画の策定が義務づけられました。

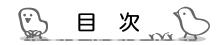
これを受け、本町でも「寒川町次世代育成支援対策行動計画(前期計画)」を 策定し、子育て支援や親子の健康確保、また教育環境の整備など、様々な施策を 推進してまいりましたが、前期計画策定から5年が経過したため、前期計画の検 証・現状での課題、町民ニーズ等を踏まえて見直しをし、平成22年度から始ま る後期計画を策定しました。

次代を担う子どもたちを育成するには、町民一人ひとりが子育て環境の整備に 関心を持ち、積極的に応援していただくことが大切です。町としましても国・県 等の連携を図りながら、町民の皆さんとともに計画目標の実現に取り組んでまい りますので、一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を頂きました寒 川町次世代育成支援行動計画地域協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査 やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様ならびに関係各位に心 から御礼申しあげます。

平成22年3月

寒川町長 山上 貞夫



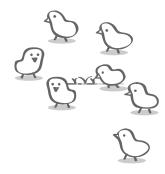
第1章	章 計画策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	これまでの国の施策	3
3	これからの国の動向	5
4	計画の位置づけ	6
5	他計画との調和	7
6	計画の期間	7
第2章	章 寒川町の現状	11
1	人口動態と子どもの世帯	
2	少子化の動向	18
3	母子保健の動向	27
4	アンケート調査からみる現状と課題	32
第3章	き 前期計画の検証	39
1	事業の進捗状況	39
2	検証結果	39
3	基本目標別の事業進捗状況	40
4	目標事業量の進捗状況	42
第4章	章 基本理念と基本目標等	45
1	計画の基本理念	45
2	基本的視点	46
3	基本目標	48
4	施策の体系	50

第5章	施策の	D展開	53
基本	目標1	子育て家庭の支援	53
基本	目標2	母子の健康の確保と増進	60
基本	目標3	教育環境の整備	63
基本	目標4	子育てを支援する生活環境の整備	67
基本	目標5	要支援家庭への取り組み	72
第6章	1 目標	『業量の設定	79
1	特定事業	巻について	79
2	特定事業	巻の目標設定	81
第7章	計画の	D推進体制	85
1	推進体制	间の整備	85
2	住民との	D協働	85
資料	4 編		89
1	アンケー	- ト調査結果の概要	89
2	次世代育	育 成支援対策推進法	108
3	寒川町岩	R世代育成支援行動計画地域協議会設置要綱	120
4	寒川町岩	R世代育成支援行動計画地域協議会委員名簿	122
5	寒川町岩	R世代育成支援対策行動計画庁内検討委員会設	置要綱123
6	後期計画	前策定検討経過	125

第1章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成 支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じ て、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率*は1.26となり、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

以上のような動向を踏まえ、国の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

本町では、平成17年3月「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、「のびのびすくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んでまいりました。

計画期間の中間期を迎えた今、より一層の子育て支援の充実が求められていることから、「寒川町次世代育成支援対策行動計画(後期)」の策定にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、町民をはじめ地域の支援団体・関係機関など、多くの方々の協力が得られる策定体制とし、前期計画の施策等の中間評価を行い、新たな子育て支援に向けて平成22年度から始まる後期計画を策定します。

※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む 子どもの数とされている。

2 これまでの国の施策

国は、平成2年の「1.57ショック*」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、平成11年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成11年のエン





ゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取り組みが保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を地域全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取り組みを進めることとされました。平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年から施行されています。平成15年には、「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年に、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定されました。同年、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定され、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。さらに、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置されました。ここでとりまとめられた中間報告において最優先課題とされた、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現については、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、重点戦略に反映されています。

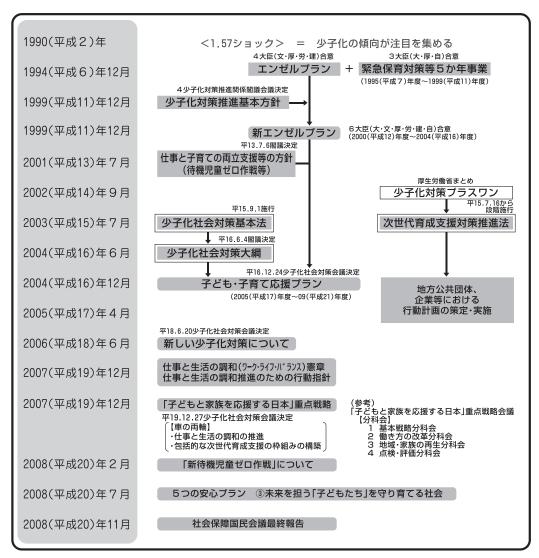
平成20年には、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現のため「新待機児童ゼロ作戦」を掲げ、今後10年間において保育のサービスの質と量の充実・強化に取り組むこととなりました。

また、同年7月には、緊急に対策を講ずべき5つの課題について「社会保障強化のための緊急対策~5つの安心プラン~」を取りまとめました。5つの課題のうちの1つの柱である『未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会』の実現に向けて「保育サービス等の子育てを支える社会基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進する施策が盛り込まれています。

さらに、同年11月に、国民が希望と安心の持てるような社会保障制度のあり方という 観点から設置された社会保障国民会議では、最終報告により、子育て支援の社会的基盤 の充実に関する視点が示されました。

※1.57ショック…1989年(平成1)の全国の合計特殊出生率が1.57となり、丙午(ひのえうま)で出生数が激減した1966年(昭和41)の合計特殊出生率1.58を下回ったことから、少子化問題が広く認知された出来事のこと。

図 少子化対策の経緯



資料:平成21年版 少子化社会白書

3 これからの国の動向

(1) 次世代育成支援対策推進法の改正

地域や職場における子育て支援を充実させるため、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成21年4月に施行されました。これにより、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について、事業主が策定する「一般事業主行動計画」は、301人以上の企業については、都道府県労働局への届出だけでなく、公表・従業員への周知についても義務付けとなりました。

また、平成23年4月1日からは、101人以上の企業についても、行動計画の策定・ 届出及び公表・従業員への周知が義務となります。



仕事と家庭の両立支援に関する行動計画の策定・届出企業の範囲拡大

企業規模	従来	平成23年4月1日以降			
301人以上	義務義務				
300人以下101人以上	努力義務	義務			
100人以下	第 月義伤	努力義務			

行動計画の公表及び従業員への周知徹底

企業規模	従来	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降		
301人以上	01人以上 義		義務		
300人以下101人以上	規定なし	努力義務	義務		
100人以下		为 刀莪猕	努力義務		

行動計画策定指針についても、市町村行動計画の策定に当たっての基本的な視点に、 「仕事と生活の調和の実現の視点」が追加されています。

(2)子ども・若者育成支援推進法

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化や、ニートや引きこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化などの状況に対応するためには、従来の個別分野における縦割り的な対応では限界があることから、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が公布され、平成22年4月に施行されることとなりました。

「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的としています。

この法律では、乳幼児期から30歳代までを広く対象としています。

4 計画の位置づけ

(1)計画策定の義務

「次世代育成支援対策行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画となっています。

(2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

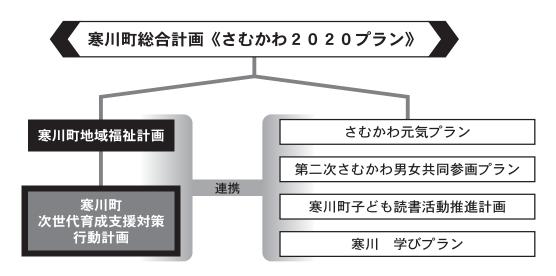
計画期間は5年を一期として、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められています。

(3)後期行動計画の位置づけ

次世代育成支援対策行動計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置づけられています。本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策前期行動計画」を策定し、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行い、「次世代育成支援対策後期行動計画」を策定します。

5 他計画との調和

後期行動計画は、寒川町の全体的な計画である「寒川町総合計画」に基づく「寒川町地域福祉計画」の部門別の個別計画として、「寒川町次世代育成支援対策前期行動計画」を引き継ぐとともにその他の法律の規定により、次世代育成支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとします。



6 計画の期間

行動計画は5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画(前期計画)は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐ行動計画(後期計画)は、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として、平成21年度に策定しました。

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画策定										
					見直し	後其	明計画((今回策定	定した計	画)